

鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立高等学校の本科を卒業した者が、引き続き国家資格取得等に必要となる職業専門教育を受けるために県立高等学校専攻科に進学している実態に鑑み、高等教育の修学支援制度の対象となる同世代の学生等との公平性の観点から、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料の教育費負担の軽減を図るため、低所得世帯の真に支援が必要な生徒に対して、県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 専攻科修学支援金の支給対象者は、県立高等学校専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科（国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科。次号において同じ。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別表に定める者
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、各号に定める時点から専攻科修学支援金の対象としない。

- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
翌年度の4月

(受給資格認定)

第3条 専攻科修学支援金の支給を受けようとする生徒は、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（別記様式第1号）に生計維持者の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）を添付し、学校を經由して教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、個人番号カードの写し等を提出しない場合には、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付しなければならない。

また、学校が学年を指定し、別に定める期日までに提出した場合に限り、前条第1項に該当する場合は、4月から認定するものとする。

なお、専攻科修学支援金の支給は、原則として、申請書等が学校に到達した日の属する月（月の初日に在学していないときはその翌月）から支給する。

(収入状況届出)

第4条 前条の認定を受けた者は、毎年度、教育委員会が別に定める期日までに、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付した高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書(別記様式第1号)を学校を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に生計維持者の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。

(支給の決定等)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請及び第4条の規定による届出を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは高等学校専攻科修学支援金支給決定通知書(様式第2号)、不認定となったときは高等学校専攻科修学支援金却下通知書(様式第3号)により、学校を通じて保護者等に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 学校は、専攻科修学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。

(休学及び復学)

第7条 第3条の認定を受けた者が休学または復学する場合は、学校を通じて教育委員会に対して高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書(様式第4号)又は高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書(様式第5号)により支給停止又は支給再開を申し出ることができる。

2 当該申出書を受領した教育委員会は、支給停止又は支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校を通じて高等学校専攻科修学支援金の支給停止通知書(様式第6号)又は支給再開通知書(様式第7号)により通知する。

(支給決定の取消)

第8条 教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、専攻科修学支援金の支給の決定を取り消すことができる。

2 専攻科支援金の支給を受けている生徒が、第2条第2項(1)~(3)に該当することとなった場合、学校は個人対象要件証明書(様式第8号)により、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

教育委員会は前項の報告を受理したときは、高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅通知書(様式第9号)により、学校を通じて保護者等に通知するものとする。

(家計急変支援制度の受給資格認定等)

第9条 家計急変支援制度は、生計維持者の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することができない離職等により、従前得ていた収入を得ることができない場合、前年の課税所得によらず特例的に支援するものである。

2 前項による専攻科修学支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書(別記様式第1号の2)に、生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び家計急変事由を証明する書類(以下「事由証明書類」という。)を添付して速やかに学校を経由して教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。

3 前項において、当該生徒が第3条第1項に規定する受給資格申請又は第4条第1項に規定する収入状況届出の際に、生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出したことがあり、かつ生計維持者に変更等の事由が生じていない場合限り、当該生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付を省略することができる。

- 4 学校は、生徒から提出された受給資格申請書等に基づき、事由審査（1次審査）を行った上で、受給資格認定申請書等を教育委員会に提出する。
- 5 教育委員会は、学校から提出された受給資格認定申請書等に基づき、家計急変事由の認定又は不認定を決定し、認定となった場合は、収入審査（2次審査）に移行する。不認定の場合は、学校を通じて生徒に通知（様式第3号）する。ただし、これまで通常の専攻科支援金を受給している場合は、通知しない。
- 6 学校は、収入審査（2次審査）に移行する申請について、生徒に家計急変事由発生後の収入証明書類の提出を求め、収入審査（2次審査）を行い、収入証明書類を取りまとめた上で、教育委員会へ提出する。
- 7 教育委員会は、学校から提出された収入証明書類を確認した上で、家計急変支援の対象となるか判定し、認定又は不認定を決定する。結果については、学校を通じて生徒に通知（様式第10号及び様式第3号）する。ただし、これまで通常の専攻科支援金を受給している場合で、家計急変支援の対象となった場合は、変更支給決定（予定）（様式第11号）を、家計急変支援の対象とならなかった場合は、収入審査結果（様式第12号）を、学校を通じて生徒に通知する。
- 8 受給資格の認定に係る事務において留意すべき事項は別記様式第1号の2別紙のとおりとする。

（家計急変支援制度の収入回復届出）

- 第10条 学校は、家計急変支援の対象となった生徒（以下「特例受給権者である生徒」という。）に対して、収入回復届出書（様式第13号の1及び様式第13号の2）を予め配付する。
- 2 生徒は、生計維持者が再就職等し、家計急変支援の収入要件を満たさなくなったときは、収入回復届出書及び収入状況届出書に収入が回復したことを証明する書類を添付し、学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、学校から提出された収入回復届出書を確認し、支給区分の変更、通常の専攻科支援金の支給、もしくは受給資格の消滅を決定する。結果については、学校を通じて生徒に変更支給決定（支給予定）（様式第11号）又は受給資格消滅（様式第9号）を通知する。

（家計急変支援制度の収入状況届出）

- 第11条 特例受給権者である生徒は、教育委員会が定める期日までに、生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び収入証明書類を添付した収入状況届出書（別記様式第1号の2）を学校を經由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に生計維持者の個人番号カードの写し等を提出している場合は、生計維持者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付を省略することができる。
- 2 教育委員会は、学校から提出された収入状況届出書等に基づき判定を行い、学校を通じて生徒に支給決定（支給予定）（様式第10号）及び変更支給決定（支給予定）（様式第11号）又は受給資格消滅を通知（様式第9号）する。

なお、生徒から収入状況届出等の提出がなされないとき又は生徒が停学処分を受けたときは、専攻科支援金の支払いを一時差し止め、学校を通じて生徒に通知（様式第6号）する。

（家計急変支援制度のその他）

- 第12条 家計急変支援制度に係る支給の決定等、支給方法、休学及び復学、支給決定の取消については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者である生徒」とあるのは、「特例受給権者である生徒」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第13条 この要領に定めるもののほか、専攻科修学支援金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の「鹿児島県公立高等学校等専攻科修学支援金交付要領」第9条第2項、第3項及び第11条第1項の規定の適用については、令和6年9月30日までの間、同項中「個人番号カードの写し等又は課税証明書等」とあるのは、「課税証明書等」とし、第11条第1項ただし書きの規定は適用しない。

別表

| 対象となる者 | 1人当たりの専攻科 修学支援金支給額 |
|---|------------------------|
| 1 生計維持者の算定基準額が100円未満である者 | 月額 9,900円 (授業料全額支援) |
| 2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者 (1に該当する者を除く) | 月額 4,950円 (授業料半額支援) |

※ 算定基準額
市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額